

女性の活躍に関する情報公表

社会福祉法人高砂福祉会

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

A 労働者に占める情勢労働者の割合

区分	人数	男女比率
全労働者	687	100
女性職員	640	93.0
男性職員	47	7.0

B 男性の賃金に対する女性の賃金の割合

区分	男女の賃金差異
全労働者	78.6%
正規職員	90.1%
パート・有期社員	72.0%

2. 職業生活と家庭生活との両立

C 男女別の育児休業取得率

区分	取得人数	男女比率
全労働者	19	100
女性職員	17	89.5
男性職員	2	10.5

付記事項

- ・対象事業期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・パート：有期契約職員、非常勤職員が該当
- ・賃金：通勤手当を除く

【賃金割合】

1. 女性職員の柔軟な働き方の支援のため、さまざまな所定労働時間の職員を採用しているため差異が比較的大きいと考えられる。
2. 男性職員については時給が割高な専門職（送迎ドライバーなど）に従事している職員の割合が多いため差異が比較的多いと考えらる。
※女性活躍推進法のリーフレット等をご覧ください。